

「五島市ふるさと大使」設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、五島市が委嘱する「五島市ふるさと大使」（以下「ふるさと大使」という。）に関して必要なことを定める。

(役割)

第2条 五島市心のふるさと市民（以下「ふるさと市民」という。）事業を広く宣伝し、加入促進を行う。

(対象)

第3条 ふるさと大使は、ふるさと市民の中の著名人・芸能人及び加入促進活動に特に協力している者を対象とする。

(任期)

第4条 ふるさと大使の任期は、委嘱から3年とする。

(委嘱)

第5条 ふるさと大使の委嘱に際し、副市長、総務企画部長、政策企画課長、観光物産課長により事前協議し市長が委嘱する。

2 委嘱時期は、随時とする。

3 ふるさと大使に対し、委嘱状を交付する。

(五島市が期待すること)

第6条 五島市は、ふるさと大使に次のことを期待する。

(1) 逐次、ふるさと市民事業の拡大に努めること。

(2) 五島市を宣伝すること。

(五島市の役割)

第7条 五島市は、ふるさと大使に次のものを提供する。

(1) 五島市の情報

(2) 宣伝活動用名刺

(3) 五島市の宣伝に必要なパンフレット等

(その他)

第8条 上記のほかに必要なことは、別に定める。

(令和3年9月15日決裁・改正)